

平成29年10月
大阪税関業務部

関係各位

通関関係書類の提出先等について

これまで、輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「システム」という。）により区分1に選定された申告等に係る通関関係書類並びに区分2及び区分3に選定された申告等で一定の条件を満たす場合の通関関係書類の提出先については、通関業者等が希望する官署への提出を認める取扱いを行ってきたところですが、輸出入申告官署の自由化が実施される平成29年10月8日以降は下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

また、本取扱いの実施に伴い、平成26年5月付「通関関係書類の提出先等について」は廃止します。

記

1. 対象官署

大阪税関管内全官署

2. 取扱い範囲

大阪税関管内の官署宛にシステムにより行われた、下記(1)及び(2)に定める申告等を本取扱いの対象とします。ただし、減免戻し税関係書類のうち、交付(返付)の手續を要するもの及び裏落とし等税関の確認を要するもの並びに区分2又は区分3に選定され、税関職員の確認(審査印の押印等)が必要な申告に係る通関関係書類の提出先は、申告官署に限ることとします。

(1)輸出申告又は積戻し申告(特定輸出申告、特定委託輸出申告、特定製造貨物輸出申告を含む。)

区分1に選定された申告のうち、「輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて」(平成22年2月12日付財関第142号)(以下「システム通達」という。)第4章第1節1-4の規定により通関関係書類の提出が必要な申告

区分2、区分3に選定され、通関関係書類が電磁的記録により提出された申告のうち、システム通達第4章第15節15-1(6)の規定により通関関係書類の原本を書面により提出又は提示が必要な申告(許可前に原本性の確認が必要な書類を含

む申告を除く)。

(2) 輸入(納税)申告、輸入許可前引取承認申請、蔵入承認申請、移入承認申請、総保入承認申請、輸入(引取)申告(以下「輸入申告等」という。)及び特例申告

区分1に選定された輸入申告等のうち、システム通達第5章第1節1-4の規定により通関関係書類の提出が必要な申告

区分2、区分3に選定され、通関関係書類が電磁的記録により提出された輸入申告等のうち、システム通達第5章第15節15-1(6)の規定により通関関係書類の原本を書面により提出又は提示が必要な申告(許可前に原本性の確認が必要な書類を含む申告を除く)。

特例申告のうち、システム通達第5章第4節4-6の規定により特例申告控等の提出が必要な申告

3. 提出期限

許可等の日の翌日から3日以内(行政機関の休日の日数は算入しません。)

4. 提出部門

(1) 申告官署に提出する場合

申告等を行った担当通関部門へ提出してください。

(2) 申告官署以外の官署に提出する場合

提出官署の通関総括部門(通関総括部門が置かれていない官署にあっては総括担当部門)の窓口へ提出してください。

以上

(通関関係書類の提出に関する留意事項)

送達票の記載

申告官署以外の官署に提出する場合には、送達票(前記2(1))については別紙様式1、前記2(2))については別紙様式2)に必要事項を記入してください。

返却を要する書類が含まれる場合

返却が必要な通関関係書類を提出する場合には、その旨を申し出てください。

申告官署における税関管理資料の窓口配備

通関関係書類の提出については、これまでと同様、申告官署の通関部門等に配備している「輸出入申告一覧表」等により、提出漏れがないよう確認してください。

証明書類交付の取扱い

通関関係書類の提出を要しないこととなった申告に係る関税法第102条に係る証明については、証明書類交付申請の際に、当該通関関係書類を提示したうえで税関による証明交付を受けることになります。その際に税関に提示された書類については、証明書類交付後、提出者へ返却することになります。

【問合せ先】大阪税関業務部

- 通関総括第1部門（輸入貨物）
電話 06 - 6576 - 3313
- 通関総括第2部門（輸出貨物）
電話 06 - 6576 - 3208
- 通関総括第3部門（減免税及び他法令関係）
電話 06 - 6576 - 3316

平成29年10月6日
大阪税関業務部

関係各位

検査指定票の取扱いについて

平素より税関業務に対し、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年10月8日から稼働される次期NACCSにおいては、税関が予備申告の段階で検査指定を行った場合、予備申告の時点で申告者（通関業者等）に検査指定票（運搬・倉主等用）が配信され、倉主へは本申告の時点で検査指定票（倉主等用）が配信されます。

このため、予備申告から本申告までの間に貨物情報（貨物管理番号、記号等）に変更があった場合には、配信済みの申告者（通関業者等）の検査指定票（運搬・倉主等用）と貨物情報の内容が異なるため、検査貨物の搬出の際には検査指定票の変更が生じた箇所を訂正しておく必要がありますので、事前に変更箇所を手書きで訂正のうえ検査指定を行った税関官署（輸出入申告官署の自由化を利用することにより、申告官署と蔵置官署とが異なる場合には、これらの官署のどちらでも訂正が可能です。）に訂正印の押印を申し出ていただきますよう宜しくお願いいたします。

【問合せ先】

大阪税関

監視部

・貨物検査総括部門

電話：06-6614-3216

業務部

・通関総括第1部門

電話：06-6576-3313